入 札 説 明 書

この入札説明書は、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「機構」という。）が発注する本件物品調達契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の入札公告等の規定に基づき、入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を定めたものである。

1　発注者（契約権者）
公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構
理事長　　斎藤　保

2　入札に付する事項
公告に示すとおり。なお、買入れをする物品の仕様等については、別紙仕様書のとおり。

3　入札に参加する者に必要な資格に関する事項
公告に示すとおり。

4　入札に参加する者に必要な資格の確認
⑴　入札に参加を希望する者は、前記３に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書（第１号様式。以下「確認申請書」という。）に次の書類等を添付し、⑵に示す場所に提出すること。
ア　納入しようとする物品の構成及び定価に関する資料（様式任意(参考様式１)）
イ　確約書（様式任意(参考様式２)）
⑵　確認申請書の提出期限及び提出場所は下記とする。
ア　期　限　　令和８年１２月７日（月）１３時まで
イ　場　所　　〒975-0036　福島県南相馬市原町区萱浜字新赤沼１５２－５５
公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構
福島ロボットテストフィールド 技術部　技術企画課
メール：robot4@fipo.or.jp
ウ　その他　　申請書類は持参及び郵送（期限内必着）とする。
⑶　入札参加資格確認の結果は一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

5　入札説明書、仕様書、申請書等の配布期間、配布場所
⑴　期　間　　令和８年１１月２０日(金)　～　令和８年１２月１７日（木）
⑵　場　所　　〒975-0036　福島県南相馬市原町区萱浜字新赤沼１５２－５５
公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構
福島ロボットテストフィールド 技術部　技術企画課
メール：robot4@fipo.or.jp
⑶　その他　　福島ロボットテストフィールドホームページにおいて公開する。

6　入札及び開札の日時及び場所
⑴　日　時　　令和８年１２月１８日（金）１３時３０分
⑵　場　所　　福島県南相馬市原町区萱浜字新赤沼１５２－５５

福島ロボットテストフィールド研究棟２階　会議室

⑶　その他　　郵送による入札は不可とする。

7　入札書の提出方法

⑴　指定の入札書（第２号様式）に必要とする事項を記載し、前記６の指定日時及び場所へ提出すること。

⑵　入札書に次の書類を添付すること。

ア　一般競争入札参加資格確認通知書（機構からの通知）の写し

イ　委任状（第３号様式）※代理人が入札する場合。

⑶　入札書の記載に当たって次の事項に留意すること。

ア　落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　入札者の住所、商号又は名称及び代表者職と氏名の記載並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

ウ　代理人をして入札する場合は、入札書に入札者の住所、商号又は名称及び代表者職と氏名並びに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

8　入札保証金

⑴　入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納入するものとする。

⑵　入札保証金は、機構が指定する銀行口座への振込で納めるものとする。なお、振込手数料は入札者負担とする。

⑶　入札保証金の納入は、入札日前日までに行うこととし、事前に後記19に掲げる担当部署の指示を受けるものとする。

⑷　下記ア又はイに該当し、入札保証金の免除を希望する者は、前期６⑴に掲げる期日までに、入札保証金納付免除申請書（第６号様式）と、入札保証保険契約を締結したことを証する書面（保険証券）又は実績調書（添付様式１）及び添付書類を提出すること。

ア　入札に参加しようとする者が、保険会社との間に機構を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ　入札に参加しようとする者が、過去2年間に国（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる公庫等を含む。）、福島県（福島県が定めた「公社等外郭団体への関与等に関する指針」の対象公社等を含む。）、その他地方公共団体又は機構と、その種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

ウ　１件　５００万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。

⑸　入札保証金は、落札者が決定した後に返還する。ただし、落札者の納入に係るものは契約書の取り交し後に返還する。なお、振込手数料は入札者の負担とする。

⑹　落札者の納入に係る入札保証金は、前記⑸にかかわらず、落札者の申出によりこれを契約保証金に充てることができる。

⑺　落札者の納入に係る入札保証金は、落札者が契約書の取り交しをしないときは機構に帰属させるものとする。

9　入札方法及び開札等

⑴　開札は、前記６で指定する日時及び場所で行う。

⑵　開札に先立ち、入札者は前記３に掲げる必要な資格の確認を受けるものとし、代理人の場合は身分証明を提示し、確認を受けるものとする。

⑶　開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行う。

⑷　開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、再度入札について棄権したものとする。

⑸　再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合は、1回に限り再度入札に付すことができるものとする。

10　入札参加者に要求される事項

入札者は、開札日前日までの間において提出した書類に関し、機構理事長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

11　入札心得

⑴　入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札条件等を熟知の上、入札しなければならない。また、暴力団排除に関する誓約事項（別添）を承諾のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第５号様式）により、令和８年１１月２７日(金)１３時までに機構に説明を求めることができる。機構は、福島ロボットテストフィールドホームページに掲載する方法により回答する。

質問の宛先　　公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構
福島ロボットテストフィールド 技術部　技術企画課
電　話 0244-25-2478　/　FAX 0244-25-2479　/　メール robot4@fipo.or.jp

⑵　入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席し、入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときはこの限りではない。

⑶　入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

⑷　入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

⑸　入札者は、次の各号に該当する者を入札代理人にすることができない。

ア　契約の履行に当たり、故意に物品の品質に関して不正な行為をした者

イ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合（談合）した者

ウ　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ　正当な理由がなく契約を履行しなかった者

オ　前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

⑹　開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

⑺　開札時刻後は、入札者又はその代理人は開札場所に入場できない。

⑻　入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

12　入札の取止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期、若しくは取り止めることがある。

13　入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

⑴　前記３の入札参加資格のない者の提出した入札

⑵　この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札

⑶　委任状を持参しない代理人が行った入札

⑷　同一事項の入札につき、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
⑸　記名、押印を欠く入札
⑹　金額を訂正した入札
⑺　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
⑻　同一人が同一事項に対して２通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
⑼　明らかに連合（談合）によると認められる入札

14　落札者の決定方法
⑴　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
⑵　落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上いるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を定める。
⑶　入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、随意契約をすることができる。この場合の協議は、有効な入札を行った者のうち最も安価な入札を行った者から安価な順に行う。

15　契約保証金
⑴　落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納入するものとする。
⑵　契約保証金は、機構が指定する銀行口座への振込で納めるものとする。なお、振込手数料等は落札者の負担とする。
⑶　契約保証金の納入は、落札決定日から6日以内に契約書を取交しの前日までに行うこととし、事前に後記19に掲げる担当部署の指示を受けるものとする。
⑷　下記ア又はイに該当し、契約保証金の免除を希望する者は、落札決定日から3日以内に契約保証金納付免除申請書（第７号様式）と履行保証保険契約を締結したことを証する書面（保険証券）又は実績調書（添付様式1）及び添付書類を提出すること。なお、資料作成等に要する費用は落札者の負担とし、受領した書類は返却しない。
　ア　落札者が保険会社との間に機構を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
　イ　落札者が過去2年間に国（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる公庫等を含む。）、福島県（福島県が定めた「公社等外郭団体への関与等に関する指針」の対象公社等を含む。）、その他の地方公共団体又は機構と、その種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ契約締結をしないこととなるおそれがないと認められるとき。
⑸　契約保証金は、契約の相手方が契約履行後に返還する。なお、振込手数料は契約の相手方負担とする。
⑹　契約保証金は、契約相手方が契約上の義務を履行しないときは機構に帰属させるものとする。

16　契約書等の作成
⑴　購入契約書（以下「契約書」という。）を作成する場合において、落札者は機構が交付する契約書に記名押印し、落札決定日から７日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、機構が指定した期日まで）に契約書の取り交しを行うものとする。
⑵　契約の締結は、両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
⑶　落札者が、⑴に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取消すことがある。

17　契約条項
　契約条項は、購入契約書（案）による。

18　その他
⑴　前記４の提出書類を機構へ提出後、入札の完了までに入札を辞退する場合は、入札辞退届（任意様式）を提出するものとする。
⑵　天災等やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止するものとする。なお、この場合における損害は入札者の負担とする。

⑶　入札から落札者の決定までの間に入札者が前記３の入札参加資格の要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが明らかとなった場合には当該入札者を落札者としない。
⑷　本入札説明書受領者は、本入札手続以外の目的で次の行為を行ってはならない。
ア　本説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡
イ　第三者への配布を目的とする本説明書の複写
ウ　第三者への本説明書複写物の配布

19　当該契約に関する問い合わせ先

〒975-0036　福島県南相馬市原町区萱浜字新赤沼１５２－５５
公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構
福島ロボットテストフィールド 技術部　技術企画課
電　話 0244-25-2478　/　FAX 0244-25-2479　/　メール robot4@fipo.or.jp